長町第１２４号
平成２８年８月３１日

一般社団法人深谷寄居医師会会員各位

長瀞町長　大　澤　タキ江
（公印省略）

長瀞町こども医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費
支給対象地域拡大への協力について（依頼）

日頃より、町政の推進についてご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、当町では利用者が多い深谷市、大里地域への窓口払い廃止（現物給付）対象地域の拡大を図り、こども医療費につきましては支給対象年齢の拡大（１８歳まで）をして支給対象者の医療費にかかる経済的支援を推進したいと考えております。

つきましては、当町の福祉医療事業の推進について、特段のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお本事業の実施にあたり、長瀞町と一般社団法人深谷寄居医師会との間で、平成２８年８月２２日付けで協定書を締結させていただきましたことを申し添えさせていただきます。

別添資料
- 長瀞町こども医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費支給事業の拡大の概要について
- 長瀞町医療掲示ポスター（Ａ３判）
- 医療機関用資料

担当　町民課　給付担当
電話　０４９４－６６－３１１１（内線１２５）

長瀞町からのお知らせ

長瀞町では、平成２８年１０月１日からこども医療費支給対象年齢を現行の１５歳から１８歳に拡大するとともに、福祉三医療の受給資格証と健康保険証の提示により深谷市・寄居町の医療機関等における窓口払い廃止を実施します。

保険診療一部負担金が１医療機関 21,000 円（70 歳以上の方は 8,000 円）未満に限ります。上記金額以上は窓口で全額支払い申請書と領収書を役場に持参し、償還払いとなります。（申請書は長瀞町 HP からダウンロードするか役場町民課窓口にございます。）

受給者証種類

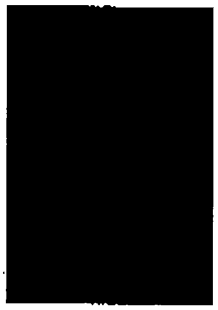

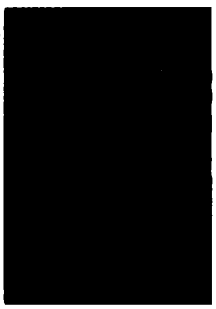

※こども医療受給者証につきましては平成２８年１０月１日以降
上記色の受給者証のみ使用可能です。

長瀞町こども医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費

支給事業の拡大の概要について

1　拡大の内容

窓口払い廃止(現物給付)対象地域を、深谷市、大里地域に拡大します。

※現行の長瀞町は、長瀞町、秩父市、横瀬町、皆野町、小鹿野町にある協定締結の医療機関、保険薬局となっております。

こども医療費支給対象者の年齢を１８歳に達する日以後最初の３月３１日までに拡大します。

2　拡大開始日

平成２８年１０月１日（土）

3　拡大の方法

一般社団法人深谷寄居医師会、大里郡市歯科医師会、深谷市薬剤師会及び寄居薬剤師会の各団体と窓口払いを廃止する協定書を締結し、平成２８年１０月１日以後の受診について、窓口払いを廃止とします。協定書内容は、現在秩父郡市地域と締結されているものと同様です。

※一部負担金等は翌月１０日までに社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に請求してください。

※月額医療費が２１，０００円（７０歳以上の方は８，０００円）以上の場合又は受給資格証の確認ができない場合は償還払いとしてください。

4　受給資格証について

対象者全員に新しい受給資格証（橙色）を交付します。原則として番号変更はせず交付する予定ですが、一部負担金請求の際の受給資格証番号違いは過誤再審の原因となりますので、受給資格証の提示の際には番号等の確認をよろしくお願いします。

5　周知について

町民には広報誌、ホームページのほか、新規の受給資格証を郵送時に深谷市、大里郡地域の医療機関等が新たに対象となることを説明するチラシを同封します。